

練馬区 障害福祉サービス 資格取得助成事業

練馬区内の障害福祉サービス事業所に
お勤めの方を対象に資格取得費用を
練馬区が助成します！

☞申請要件は裏面をご覧ください



対象となる研修

- 移動支援従事者養成研修
- 同行援護従事者養成研修（一般課程・応用課程）
- 行動援護従事者養成研修
- 重度訪問介護従事者養成研修

受付・問合せ先

申請方法など詳しくは、事業のご案内をご覧ください。
事業のご案内、申請書等は練馬区ホームページから、
ダウンロードできるほか、下記の担当部署で配布しています。

【申請書・事業案内のダウンロード】

[https://www.city.nerima.tokyo.jp/hokenfukushi/
shogai/josei/shogai_shikaku.html](https://www.city.nerima.tokyo.jp/hokenfukushi/shogai/josei/shogai_shikaku.html)

【担当部署（申請書提出先）】

〒176-8501 練馬区豊玉北6-12-1

障害者サービス調整担当課

事業者支援係（区役所 西庁舎1階）

☎03-5984-2825



↑申請書・事業案内はこちらから↑
ダウンロードできます

≪補助要件≫

- ① 研修終了日から**3か月以内**に区内の障害福祉サービス事業所に就労する
※研修修了日時点ですでに対象の事業所に就労している場合は、
要件を満たしているものとします。
- ② 申請時に②の事業所に障害福祉サービス従業者として、就労しており、
就労期間が**研修終了日以後6か月以上**継続し、かつ従事した時間が
90時間以上ある

移動支援従業者養成研修

補助上限額

15,000円

対象者

移動支援従業者養成研修
を修了した方

～移動支援とは～

社会参加を目的とした外出時等の
移動を支援するもの

同行援護従業者養成研修 (一般課程・応用課程)

補助上限額

一般課程：37,000円
応用課程：28,000円

対象者

同行援護従業者養成研修
を修了した方

～同行援護とは～

視覚障害により、移動に著しい困難を
有する方に、移動に必要な情報の提供や
外出支援を行うもの

行動援護従業者養成研修

補助上限額

37,000円

対象者

行動援護従業者養成研修
を修了した方

～同行援護とは～

自己判断能力が制限されている方が行動する
ときに、危険を回避するために必要な支援や
外出支援を行うもの

重度訪問介護従業者養成研修

補助上限額

19,000円

対象者

重度訪問介護従業者養成
研修を修了した方

～重度訪問介護とは～

重度の肢体不自由等により、常に介護を
必要とする方に、自宅での介護や外出時
の移動の支援などを総合的に行うもの

注意事項

※いずれの助成も予算の上限に達し次第、受付を終了いたします。

助成の要件を満たしている場合、助成対象者が負担した受講料（10割）と助成基準額
のうちいずれか低い額を助成します。

△申請期限は要件を全て満たした日の翌日から**3か月以内**です。

期限を過ぎた場合には受付できません。